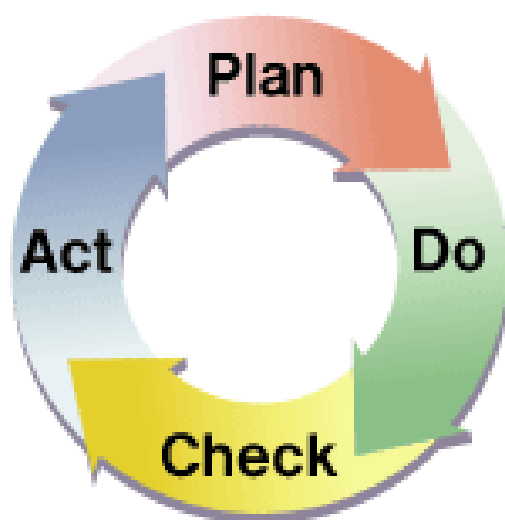


国土交通省の政策評価

— 政策マネジメントサイクルの確立に向けて —



平成30年12月



国土交通省

国土交通省

1. 政策評価とは

政策評価の目的

政策評価の目的は、行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政の実現です。

- 政策評価とは、政策のマネジメント・サイクルを確立するために実施されるもので、その目的は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第1条に定められています。

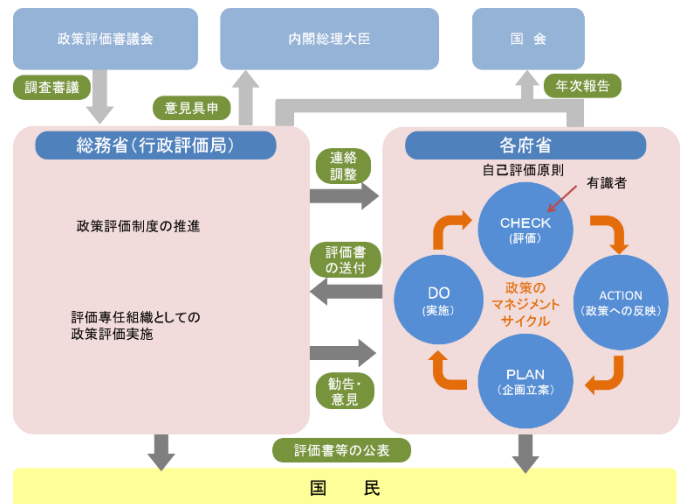
目的

- ・国民本位の効率的な質の高い行政の実現
- ・成果重視の行政の推進
- ・国民に対する説明責任の徹底

政策評価のしくみ

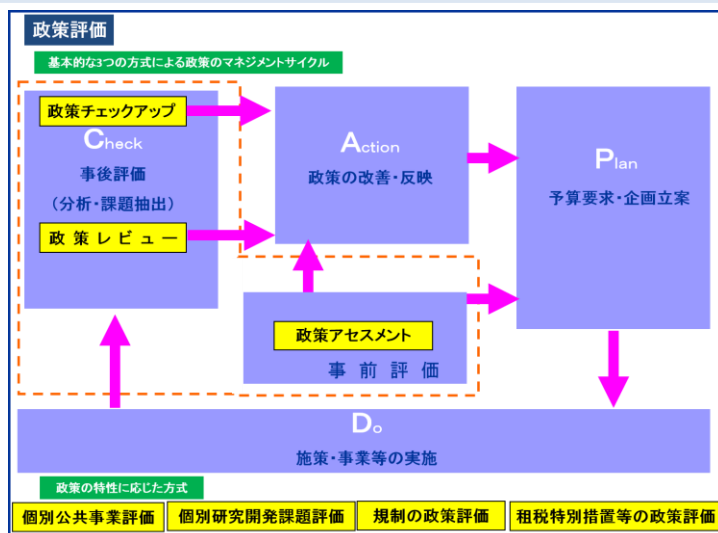
政策評価は、各府省は政策を企画立案し遂行する立場から、総務省は全政府的見地から、実施されています。

- 各府省が所管する政策について自ら評価を実施し、その結果を当該政策に反映します。
- 総務省は、複数府省にまたがる政策の評価や府省の点検活動を行うなど、政府全体の調整を行います。
- 政府は政策評価に関する基本方針を策定します。各府省は基本計画や実施計画を策定し、評価を実施します。
- 評価結果について評価書を作成し、評価書及び反映状況について公表します。



国土交通省の政策マネジメントサイクル

国土交通省では、政策評価の実施を通して政策のマネジメントサイクルを確立し、政策目標の達成や職員の意識向上を目指しています。

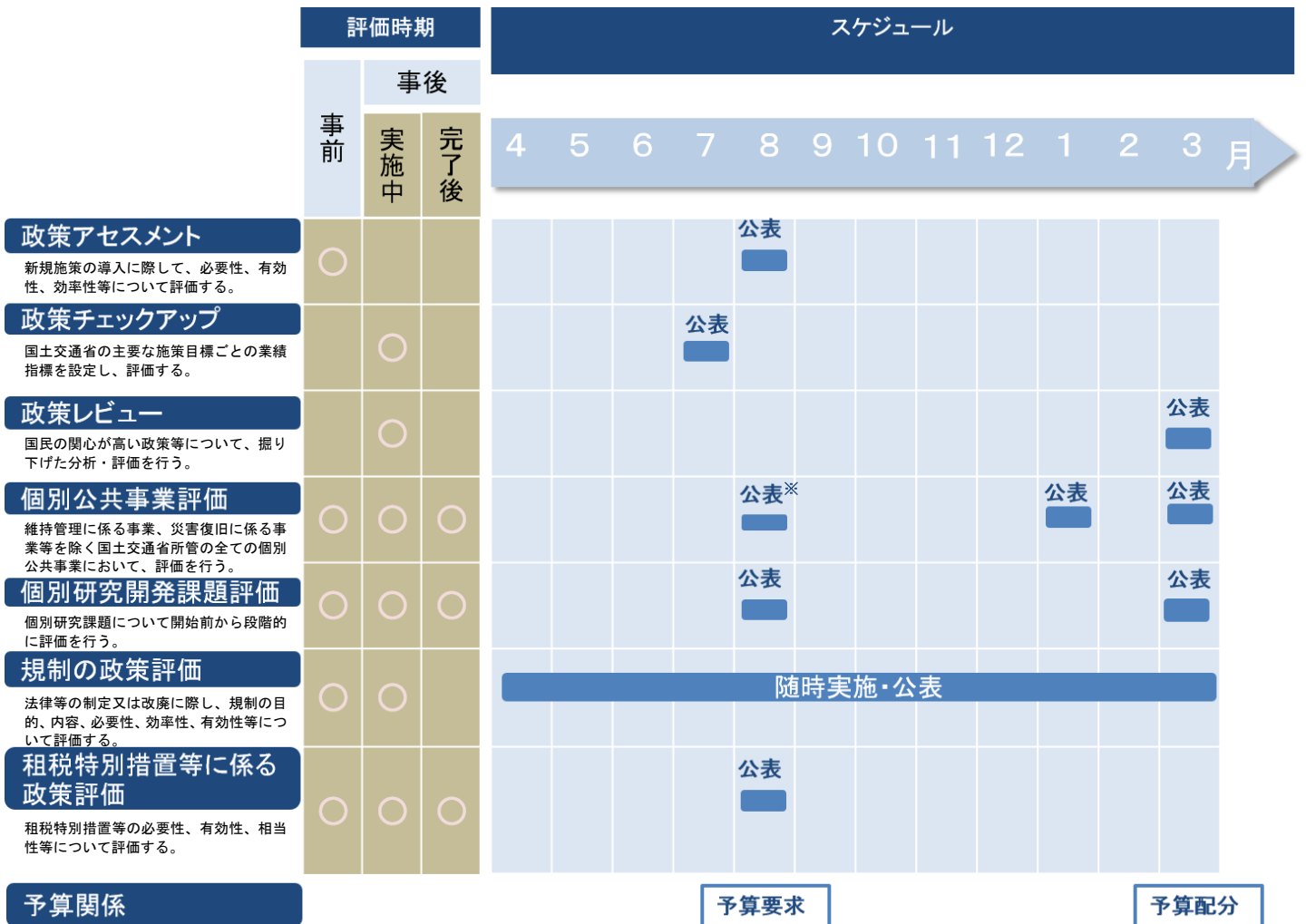


2. 国土交通省の政策評価システム

評価手法と実施スケジュール

国土交通省には7つの評価手法があります。各手法により、評価の位置づけや評価結果の公表の時期などが異なります。

- 国土交通省の政策評価には「政策アセスメント」「政策チェックアップ」「政策レビュー」の基本的な3つの手法と、政策の特性を踏まえた「個別公共事業評価」「個別研究開発課題評価」「規制の政策評価」「租税特別措置等に係る政策評価」の4手法があります。評価結果を踏まえ、予算概算要求や税制改正要望、法令改正等を行っています。



※政府予算案閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業

政策評価を支えるしくみ

評価の客観性や質の向上を図るため、国民のみなさまからのご意見や学識経験者の意見を反映させるしくみ・体制を整えています。

意見を反映させるしくみ



電子メールによる意見等の受付



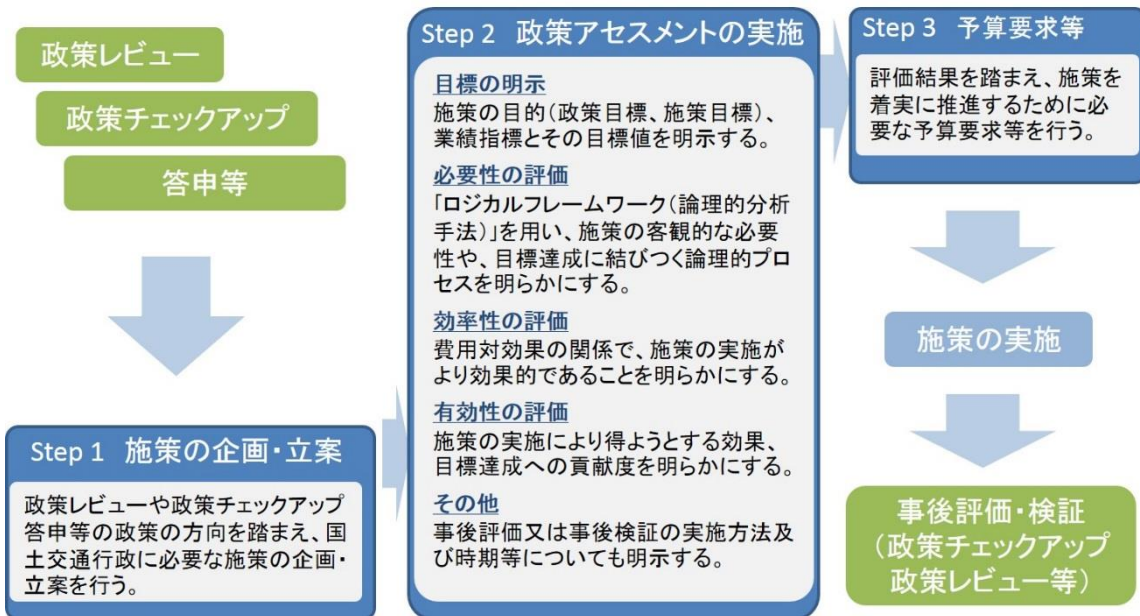
専門的知見を有する学識経験者等の第三者からなる機関

- ・国土交通省政策評価会
- ・事業評価監視委員会 等

3. 各評価手法の紹介

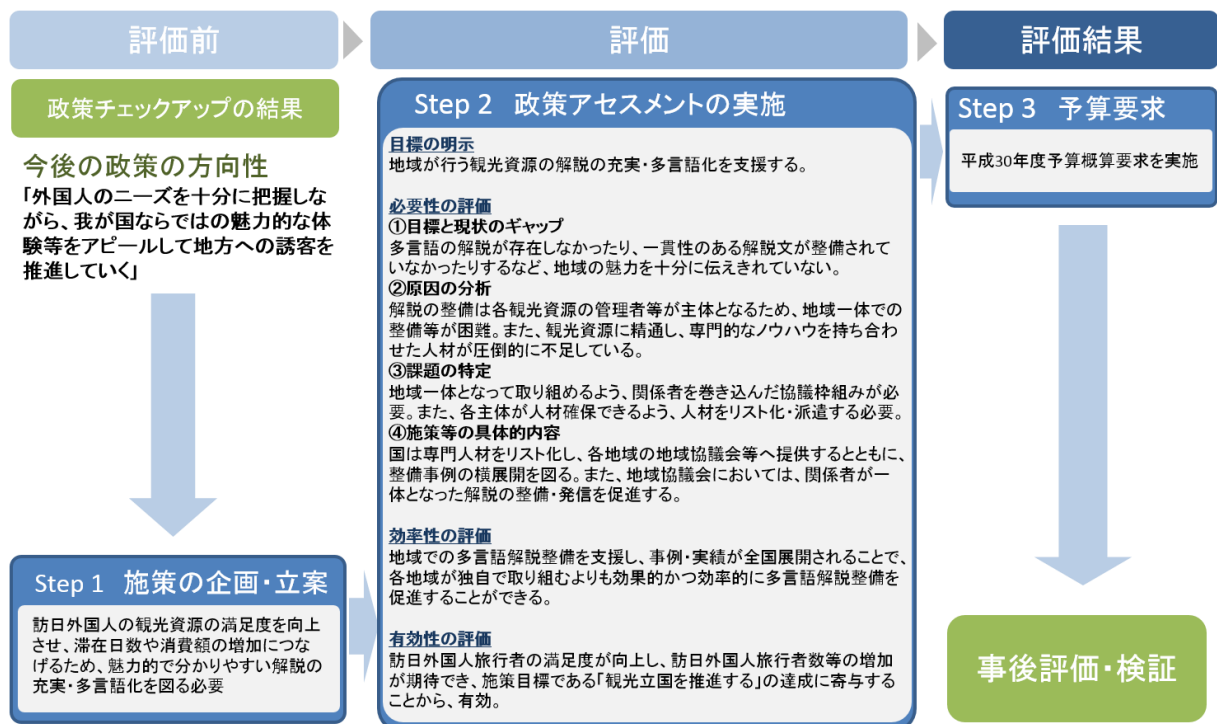
政策アセスメント（事前評価）

新たに導入しようとする施策の企画立案等に対して、その必要性、効率性、有効性といった観点から評価する手法です。



● 評価結果の政策への反映事例

「地域観光資源の多言語解説整備支援事業（平成30年度）」

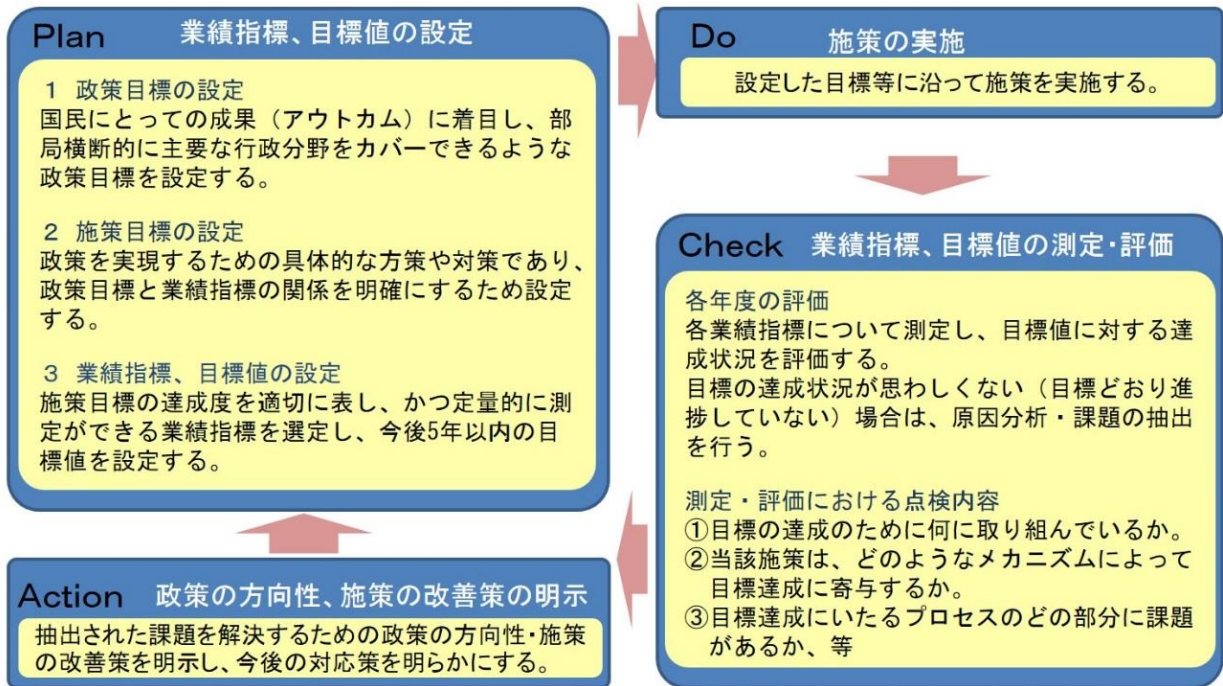


● 評価実施件数

- 平成28年度：15件（民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度の創設等）
- 平成29年度：12件（地域観光資源の多言語解説整備支援事業等）
- 平成30年度：6件（洋上風力発電の促進等）（平成30年11月時点）

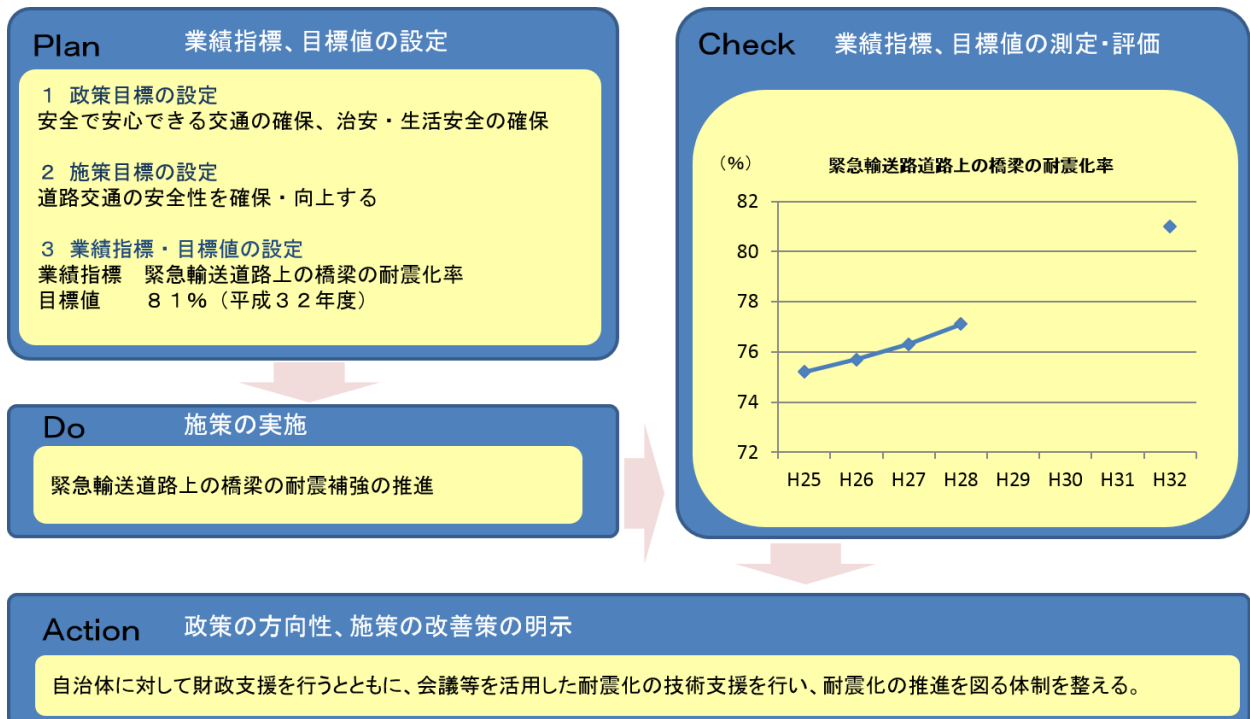
政策チェックアップ（事後評価）

国土交通省の中心的な評価手法で、施策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する手法です。



● 評価結果の政策への反映事例

政策への反映の事例（平成 28 年度政策チェックアップ）



● 政策チェックアップ業績指標

平成 26 年度実績評価 166 指標（平成 27 年 8 月 27 日公表）

平成 28 年度実績評価 141 指標（平成 29 年 8 月 31 日公表）

政策レビュー（事後評価）

既存施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の実施とその効果との関連性や外部要因を踏まえた政策の効果等を詳細に分析し、評価を実施します。

評価の目的、必要性

評価の目的

評価活動において直接の解明を目的とする内容を記載する。

評価の必要性

評価活動を行う必要性を緊急性、問題の重要性、影響の重大性等の観点から、適切に説明する。

評価手法

- ①調査方法
- ②調査対象
- ③アウトカム指標による評価

評価結果と政策への反映状況

評価結果

評価の結果として明らかとなった事実、得られた成果などをその根拠とともに記載する。



政策への反映方向

評価によって得られた知見に基づき、今後の政策運営にどのように反映していくのか、具体的な内容を評価結果に対応する形で記載する。

● 評価結果の政策への反映事例

「LCCの事業展開の促進」（平成28年度）

評価の目的、必要性

我が国ではLCCの成長を促すべくLCCの事業展開の促進政策を実施してきた。特に平成28年3月30日に総理主催の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」でも、インバウンドの更なる振興策としてLCCの地方空港への就航に大きな期待が寄せられている。

本政策レビューでは、これまで実施してきたLCC事業展開の促進政策の進捗と影響について評価を行い、今後の政策に反映させることを目的とする。

評価手法

LCC就航後の旅客数やシェアの年推移データ、新規参入路線数データ等の現状を分析することにより航空需要全体に与えた影響を評価する。

評価結果と政策への反映状況（一例）

評価結果・課題

LCC現状分析による課題と今後の対応

- ・我が国最大のゲートウェイである首都圏空港の容量が逼迫している
- ・訪日外国人旅客の多くが成田、羽田、関西、中部、福岡、新千歳、那覇といった特定の空港に集中している
- ・LCCの参入や成長の余地が限界に近づきつとると懸念される空港も認められる
- ・航空機が空港に着陸した際に支払う着陸料について単価の引き下げ等を行うことで、国内外のネットワーク充実に寄与。

地方空港の活性化を図り、地方イン・地方アウトの流れを拡大させていくことが重要



政策への反映

更なる支援策の実施

- ・新規LCC・チャーター便の就航を受け入れるにあたって、グランドハンドリング（機体の空港離着陸時に必要となる地上支援業務）の体制を整えるため、空港を核とした地元自治体等による訪日誘客の取組を国が総合的に支援する「訪日誘客支援空港」に認定された場合、経費の一部を支援していく制度の運用を開始（H29.7 27空港を訪日誘客支援空港として認定）
- ・「訪日誘客支援空港」に認定された空港について新規就航・増便を対象に国内線の着陸料について更なる引き下げを実施。

● 評価実施件数

- | | |
|--------|----------------------------|
| 平成28年度 | 4件（LCCの事業展開の促進等） |
| 平成29年度 | 4件（津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策等） |
| 平成30年度 | 5件（鉄道の防災・減災対策等） |

● 今後の実施予定

- | | |
|--------|-----------------------|
| 平成31年度 | 4件（港湾における大規模地震・津波対策等） |
| 平成32年度 | 4件（北海道総合開発計画の中間点検等） |
| 平成33年度 | 4件（無電柱化の推進等） |
| 平成34年度 | 4件（災害に強い物流システムの構築等） |

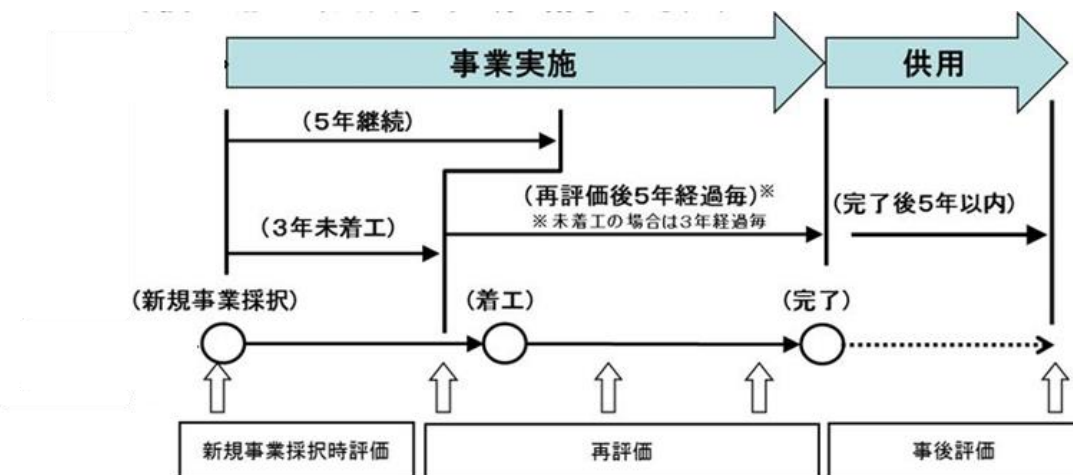
個別公共事業評価

個別の公共事業について、以下の各段階で評価を実施します：①新規事業の採択時（新規事業採択時評価）、②事業採択後一定期間経過時（再評価）、③事業完了後（完了後の事後評価）。

● 評価対象

国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とします。

● 事業評価の流れ（例：直轄事業等）



● 評価結果の公表

各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表します。

検索条件	
評価年度	
評価段階	
所管部局	事業種別

① 評価年度等を選択



② 事業箇所をクリック

URL : <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>

事業名	A事業	新規事業採択時評価
担当課 (担当課長名)	〇〇局〇〇課 (課長 〇〇〇〇)	
事業期間	平成〇年度～平成〇年度	
目的・必要性		再評価
便益の主な根拠		
事業全体の投資効率性	・総便益、総費用、 B/C等を記載	完了後の事後評価
事業の効果等		
対応方針	継続	
今後の事業評価の必要性		

● 評価実施件数

平成 28 年度：新規事業採択時評価 235 件、再評価 471 件、完了後の事後評価 67 件
 平成 29 年度：新規事業採択時評価 168 件、再評価 459 件、完了後の事後評価 71 件
 平成 30 年度：新規事業採択時評価 13 件、再評価 6 件（平成 30 年 8 月時点）

個別研究開発課題評価

研究開発課題を対象に「事前評価」「中間評価」「終了時評価」を実施します。

評価対象:

研究開発機関等で重点的に推進する研究開発課題、本省等から民間等に対する補助または委託を行う研究開発課題

新規課題候補

Step1 事前評価

●新規課題として、研究開発を開始しようとするものについて評価

着手

Step2 中間評価

●研究開発期間が5年以上、又は期間の定めがない課題について評価

完了

Step3 終了時評価

●終了課題について評価し、今後の研究開発の改善等に反映

● 評価実施件数

平成 28 年度：事前評価 30 件、中間評価 1 件、終了時評価 32 件

平成 29 年度：事前評価 44 件、中間評価 0 件、終了時評価 31 件

平成 30 年度：事前評価 18 件、中間評価 0 件、終了時評価 3 件（平成 30 年 11 月時点）

規制の政策評価

法律又は政令による規制の新設又は改廃を対象に「事前評価」「事後評価」を実施します。

評価対象:

法律及び政令の制定・改廃
※省令等は努力義務

規制の意義:

国民の権利・自由を制限し、又これに義務を課するもの
(規制の緩和を含む)

実施時期:

《事前評価》
パブリックコメント手続前又は閣議決定前
《事後評価》
事前評価書記載の時期

● 評価実施件数

平成 28 年度：事前評価 16 件

平成 29 年度：事前評価 12 件、事後評価 17 件

平成 30 年度：事前評価 5 件（平成 30 年 11 月時点）

※事後評価は、平成 29 年度から実施

租税特別措置等に係る政策評価（平成 22 年度より実施）

租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行う際に「事前評価」を実施、既存については一定期間毎に「事後評価」を実施します。

評価対象:

法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等

事前評価

税制改正要望事項として、新設、拡充又は延長をするものについて評価を行う。

事後評価

既存の租税特別措置等について 5 年に 1 回は評価を行う。

● 評価実施件数

平成 28 年度：事前評価 33 件、事後評価 4 件

平成 29 年度：事前評価 10 件、事後評価 1 件

平成 30 年度：事前評価 24 件、事後評価 23 件（平成 30 年 8 月時点）



国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

国土交通省の政策評価制度や政策評価の実施に関するご意見・お問い合わせは下記の方法でお寄せください。

■電話 03-5253-8807

■FAX 03-5253-1708

■ホームページ <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

（上記ホームページから各評価の実施結果にリンクしています。）

国土交通省の政策評価トップページから『ご意見とご質問』にアクセスできます。